免許法施行規則第１０条の２・３

|  |
| --- |
| 第10条の2　幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者若しくは高等学校教諭の一種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。 |

■適用対象

一種免、二種免を取得済の者または一種免、二種免の所要資格を得た者（基礎資格＋66条の6の科目以外の単位すべて修得済の状態の者）〈どの別表で取得または所要資格を得たかは問わない〉で別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者。

■効果

専修免を取得する場合の一種免に係る別表第1、別表第2又は別表第2の2の第三欄に定める単位数、一種免を取得する場合の二種免に係る別表第1、別表第2又は別表第2の2の第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

|  |
| --- |
| 2　前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては保育内容の指導法に関する科目。第20条第1項、第22条第4項及び第66条の8において同じ。）、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第22条第四項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。 |

■適用対象

二種免を取得済の者または二種免の所要資格を得た者。

■効果

一種免と二種免にかかる差分の単位を修得する。

|  |
| --- |
| 3　免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては専修免許状）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第2条から前条までに規定する一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。 |

■適用対象

一種、二種免許状取得に至っていない者または一種、二種免の所要資格を得ていない者。

■効果

専修免取得にあっては一種免の法定最低修得単位数を上限、一種免取得にあたっては二種免の法定最低修得単位数を上限に含めることができる。

|  |
| --- |
| 4　（略）5　（略） |

|  |
| --- |
| 第10条の3　（略） |

|  |
| --- |
| 2　免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第28条（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第24条、短期大学設置基準第14条、専門職短期大学設置基準第21条又は専門職大学院設置基準第13条、第21条若しくは第27条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。 |

在学中他の教職課程を有する大学において修得した単位を自大学の教職関係科目（66条の6の科目は除く）の単位として認定することができる。

|  |
| --- |
| 3　認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第30条第1項（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第26条第1項、短期大学設置基準第16条第1項、専門職短期大学設置基準第23条第1項又は専門職大学院設置基準第14条第1項、第22条第1項若しくは第28条第1項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。 |

　入学前に既修得の教職関係科目（66条の6の科目は除く）がある場合は、入学後の大学が教職関係科目（66条の6の科目は除く）の単位として認定することができる。ただし、入学前の大学が短大の場合は、二種免の法定最低修得単位数が認定できる上限となる。